

---

本日の議事日程は次のとおりである。

令和8年和泉市議会第1回定例会議事日程表（第2日）

（3月19日）

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
1			会議録署名議員の指名について	
2			一般質問について	

---

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第2まで

---

（午前10時00分開議）

- **山本秀明議長** おはようございます。議員の皆様には、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

20番・末下広幸議員から欠席の届出があります。

---

◎開議宣告

- **山本秀明議長** それでは、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- **山本秀明議長** 本日の議事日程はお手元に御配付のとおりでありますので、よろしく御了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名について

- **山本秀明議長** それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名議員には、1番・谷上 昇議員、18番・飯阪光典議員、以上2名の方を指名いたします。



◎一般質問について

- 山本秀明議長 日程第2「一般質問について」を行います。

写真撮影の申出がありました議員には、これを許可いたします。

それでは、通告書が提出されておりますので、順次発言を許可いたします。

なお、22番・小林昌子議員より一般質問の通告を取り下げる旨の申出がありましたので、御報告いたします。

まず、議席番号13番・大坪 靖議員。

(13番・大坪 靖議員登壇)

- 13番 大坪 靖議員 おはようございます。議席番号13番・公明党、大坪です。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回の質問は2点、1点目は空き家対策の新しい展開について、2点目、生涯学習サポート館について質問をさせていただきます。

それでは、まず1点目、空き家対策の新しい展開について。

現在、日本が直面している少子高齢化は、様々な社会的問題を引き起こしており、その一つに空き家問題があります。私は、これまで多くの市民から「隣の空き家が放置されていて倒壊の危険が心配だ」とか「樹木や雑草が生い茂り、伐採してもらいたくても所有者不明でできない」などのお声をいただいております。

総務省が5年ごとに行っている住宅・土地統計調査によりますと、2023年時点で全国の空き家数は約900万戸で過去最多、うち賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家は約385万戸で、総戸数に占める割合は約5.9%です。5年前の2018年と比較して約36万8,000戸、増加率は約9%に上り、少子高齢化に伴う人口減少や所有者不明土地問題により、住宅の約5.9%が利活用されていない空き家となる深刻な状況が続いております。

そこでお伺いいたします。本市におかれましても、空き家実態調査を実施されているかと思えます。空き家には、修繕等がほとんど必要ないAランク空き家、損傷は見られるが多少の補修工事等を行えば再利用可能なBランク空き家、今すぐに倒壊の危険性はないが損傷が激しいCランク空き家及び倒壊や建築材の飛散など危険性が切迫しており緊急性が高いDランク空き家に分けられますが、直近の調査における本市のランク別空き家の件数をお示しくください。

なお、これ以降の質問につきましては、質問席にて行わせていただきますので、御答弁の

ほどよろしくお願いたします。

- **山本秀明議長** 答弁願います。

都市デザイン部長。

- **林田勝巳都市デザイン部長** 都市デザイン部長の林田です。

2017年度の実態調査では、Aランク345件、Bランク396件、Cランク157件、Dランク8件の合計906件となっております。

今年度、実態調査を行っておりまして、速報値では、新たに発生した市内空き家件数が1,566件となっており、明らかに増加傾向にあるため、引き続き情報分析に取り組んでまいります。

以上です。

- **山本秀明議長** 大坪議員。

- **13番 大坪 靖議員** ありがとうございます。

2017年度の実態調査における状態別空き家件数と2025年度の空き家総件数を確認させていただきました。2017年度の空き家件数は合計で906件、そして、今年度は、まだ終わっておりませんのであくまで速報値にはなりますが、新たに1,566件増加しているということが分かりました。

この結果を見て気づいたことが2点あります。

まず、これからも進展する人口減少や高齢化、さらには高齢者独居世帯の割合を鑑みますと、倍増をはるかに超える速度で空き家が発生するだろうという点です。といいますのも、2017年度の空き家件数906件から、2025年度は1,566件増えて2,472件です。8年間で2.7倍強の状況です。さきにも述べましたが、2023年における全国で利活用されていない空き家率は5.9%ですが、今後ますます増加する予測も出ております。

もう一点は、とても興味深い数値結果が出ております。それは、空き家の状態別割合でございます。あくまで8年前の調査分析になりますので、現状は大きく変わっているかとは思いますが、総件数906件のうち、Aランク空き家とBランク空き家の合計が741件、つまり修繕の必要のない、もしくは多少の補修工事をすれば再利用可能な空き家が全体の8割強を占めるという点でございます。

空き家といえば、壊すにも多額の費用がかかるとか、相続の問題が面倒であるとか、そもそも何から手をつけていいかわからないなど、様々な理由でつい放置されがちですが、そこに手を差し伸べることで課題解決の糸口が見つかるのではないかと考えます。建物は人が住

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

まないと急速に劣化すると言われ、放置期間が長いほど修繕費用がかさみ、売却や賃貸などの再利用も難しくなってきます。具体的にはこの後述させていただきますが、空き家は年々増加傾向にあり、今後さらにその傾向が強まることは火を見るより明らかです。本市においても例外ではないと思います。

そして、人口減少や高齢化、相続問題の複雑化などを背景に、特定空家や管理不全空家の増加が深刻な地域課題となっております。特定空家とは、空家法第2条第2項にて「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は衛生上有害となるおそれのある状態」と定義されております。

一方、2023年の法改正により、新たに管理不全空家が新設されました。管理不全空家とは、放置すれば特定空家になるおそれのある、いわゆる特定空家の予備軍で、いずれも行政指導の対象となりますが、管理不全空家と認定された段階で速やかに対処することで、より深刻な特定空家を増やさないことが法改正の目的です。

それでは、次の質問です。空家等対策特別措置法が施行された2015年度と2025年度における本市の特定空家及び2025年における管理不全空家の件数をお伺いいたします。あわせて、それぞれに対し、助言、指導、勧告、命令の実施件数をお聞かせください。

- **山本秀明議長** 都市デザイン部長。
- **林田勝巳都市デザイン部長** 都市デザイン部長の林田です。

まず、特定空家等につきまして、2015年度は1件に対し指導を行っております。2025年度の特定空家等は14件で、そのうち助言件数は3件、指導件数は9件、勧告件数は1件、命令件数は1件となっております。また、管理不全空家等につきましては9件で、そのうち指導件数は1件、勧告件数は8件となります。

なお、本市におきましては、管理不全空家に対し、法改正以前から特定空家の候補として指導要綱で位置づけて指導しており、法改正後は府内でもいち早く管理不全空家の指導・勧告に切り替え、特定空家の未然防止に努めているところでございます。

以上です。

- **山本秀明議長** 大坪議員。
- **13番 大坪 靖議員** ありがとうございます。

2015年の法施行後に、各自治体は空き家実態調査に乗り出し、空家等対策計画を策定し、指導方針等を決めているため、法が施行された直後とその10年後ではそもそもの前提条件が異なり、お示しいただきました件数で一概に比較することに無理があるかもしれませんが、

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

空き家は確実に増加しております。

本市では、大阪府内でも先駆けとなる空き家対策を講じられ、空き家の解消に努めていることには一定の評価ができますが、一方では、改善件数を上回る新たな危険空き家が発生しているのが現状と理解いたします。

空き家は単に使われていない建物というだけではなく、管理不全による倒壊リスクや景観悪化、防災・防犯面での不安、地域活力の低下やコミュニティの希薄化など、地域全体の価値を下げってしまう要因にもなります。さらには、利活用可能な空き家が十分に流通されず、若年世帯の定住促進や移住政策に十分活用されていない現状もあろうかと思えます。

これらの空き家問題に対し、本市ではどのような現状分析を行っておられるかをお伺いいたします。

○ **山本秀明議長** 都市デザイン部長。

○ **林田勝巳都市デザイン部長** 都市デザイン部長の林田です。

空き家の増加の原因といたしましては、大きく3つあると分析しております。

まず、1つ目の原因は、老朽化が進行し、売れない、貸せないためでございます。老朽化した空き家は流通に乗らず、さらに放置され続けている状況であり、解体するにも費用がない、解体すれば税金も上がるなどの理由で放置されているのが現状です。

これに対しましては、安全・安心なまちづくりのため、最優先すべきものと受け止め、粘り強い指導を行い、それでも改善されないものに関しましては、ちゅうちょすることなく勧告、命令、行政代執行を行っているところです。

次に、2つ目の原因は、利活用可能にもかかわらず、所有者が売りにたくない、貸したくないためでございます。流通には乗る物件であっても、荷物が残っている、先祖から受け継いだものを手放したくない、資産として持っておきたい、将来子どもに継がせたいなどの理由で空き家の利活用を先延ばしされているのが現状です。

これに対しましては、まずは空き家を所有し続けることのリスクを理解していただき、速やかに何らかの行動を起こさせるよう市と民間事業者が協働でサポート・アドバイスを順次行っているところでございます。また、今年度実施しました空き家実態調査の結果を基に、すぐに流通に乗るものに対しましては積極的な利活用の啓発に努めております。

最後に、3つ目の原因は、相続登記がなされずに誰のものか分からないためでございます。何世代にもわたって相続登記もされず、相続人が100人以上いるような空き家もございました。相続人同士が面識もなく、そのままでは何も改善されないのが現状です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これに対しましては、大阪司法書士会と連携し、時間はかかりますが、相続人全員に指導等を行い、相続人同士の仲介役を市が行うことで改善しているところでございます。

以上です。

○ 山本秀明議長 大坪議員。

○ 13番 大坪 靖議員 ありがとうございます。

本市におきまして、空き家が増加している原因を3点お示しいただきました。

空き家対策で重要なことは、一つは発生を抑えること、そしてもう一つは、適切に管理・利活用することです。先ほど空き家増加の要因と併せてそれぞれの対策をお示しいただきましたが、現在、本市が空き家の発生を抑え、また、適切に管理・利活用するための具体的な施策及びその成果についてお示しいただけますでしょうか。

○ 山本秀明議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

具体的な施策として、空き家バンク制度、無料空き家相談会、老朽危険空家等除却補助金などがございます。

まず初めに、空き家バンク制度につきましては、本市では民業を圧迫しないように、主に民間の不動産会社では扱ってもらえない、流通に乗らないような物件を中心に、本制度を理解いただける不動産会社約20社に協力いただきながら運営しており、過去3年間の実績としましては、令和4年度は登録6件で成約は6件、令和5年度は登録9件で成約は5件、令和6年度は登録8件で成約は8件となります。

次に、無料空き家相談会につきましては、主に宅建協会と協働で2か月に1回無料相談会を開催しており、過去3年間の実績としましては、令和4年度は12組、令和5年度は14組、令和6年度は19組の参加がございました。

最後に、老朽危険空家等除却補助金につきましては、倒壊のおそれのある危険な空き家について、除却工事費の80%、上限40万円の補助を行うもので、過去3年間の実績としましては、令和4年度は16件、令和5年度は11件、令和6年度は6件となります。

主にこれら3つの施策を軸とした取組により、年度の新たな相談件数と改善件数としましては、令和4年度は相談55件、改善38件、令和5年度は相談50件、改善53件、令和6年度は相談57件、改善88件となっております。

その他解体業者・リフォーム業者の紹介や銀行ローンの相談等の窓口も準備しており、空き家所有者のサポート体制を整えております。

以上です。

○ **山本秀明議長** 大坪議員。

○ **13番 大坪 靖議員** ありがとうございます。本市におきましては、空き家対策に様々な施策を講じていただいていることが確認できました。

空き家問題の解決は、従来、国は自治体に任せきりでありましたが、今後、ノウハウを持つ民間団体と連携し、地域の空き家問題の解決を推し進めるよう方向転換を行い、新たな3つの制度を創設いたしました。

まず、令和5年12月13日に施行されました改正空家特措法により、自治体の首長が空家等管理活用支援法人を指定できる制度が創設されました。この制度は、NPO法人や一般社団法人及び民間企業等を市の公式パートナーとして指定し、空き家の所有者等に対する相談支援、空き家の管理・活用などの業務を担わせるものです。

空き家問題は多岐にわたるため、専門知識やノウハウに乏しい多くの自治体では業務負担の増加が課題となっており、国土交通省の調査によりますと、全国で6割以上の自治体がマンパワー不足と専門知識の不足を課題として挙げております。

そういった状況下、先進自治体では、既に空き家の管理・活用に精通した団体を法人指定にすることで空き家問題の解決が大きく進んでおります。

本市におきましても、市内全域に点在する空き家の増加が課題となる中、空き家バンクの運営強化や所有者への伴走的支援を担う民間パートナーを制度的に位置づけることで、より効果的な空き家対策が可能になると考えますが、空家等管理活用支援法人制度について、本市としての認識と評価をお伺いいたします。

○ **山本秀明議長** 都市デザイン部長。

○ **林田勝巳都市デザイン部長** 都市デザイン部長の林田です。

現在、空家等管理活用支援法人制度は実施しておりませんが、この制度ができる以前から宅建協会や建築士事務所協会、司法書士会、銀行、NPO法人など、様々な民間団体と協定等を締結し、相談会やセミナーなどを連携して実施しています。

空き家は一件ごとに個別対応が必要なため、マンパワー不足は感じており、その解消の手段として本制度の実施は有効であると考えられるものの、既に本市では官民連携の相談体制を確立しておりますので、今すぐ必要な制度とは認識してございません。

以上です。

○ **山本秀明議長** 大坪議員。

- 13番 大坪 靖議員 分かりました。空き家は今後さらに加速度的に増加していくと予測される中、御答弁いただきましたように、マンパワー不足の解消策に加え、空家等管理活用支援法人制度の導入で不安を感じておられる空き家の相談者等の支援にも大きな効果があると考えます。

空家等管理活用支援法人制度の導入につきましては、既に官民連携の相談体制を確立しているとの理由から、現時点では必要ないとの御答弁でした。しかし、繰り返し申し上げますが、空き家は想像以上に増えていくと思います。選択肢は多いにこしたことはないと思いますので、将来を見据えた上で、今後前向きに御検討いただくことを要望して、次の質問に移ります。

令和6年11月1日に、二地域居住促進法が施行されました。この法律は、都市と地方の2か所に生活拠点を持つ二地域居住を促進し、地方の人口減少対策や地域活性化を狙った法律であります。この法律により、自治体の首長が特定居住支援法人を指定できる制度が創設されました。この制度は、NPO法人や一般社団法人及び民間企業等を市の公式パートナーとして指定することで、移住や二地域居住希望者に対し、住まい・なりわい・コミュニティの3領域で包括的な支援を行うものです。国土交通省は、施行後5年間で全国600法人の指定を目標に掲げ、既に先進自治体では公募、指定が進んでおります。

本市におきましても、空き家の増加や人口減少が進む中、空き家バンクの運営や移住促進を担う民間パートナーを制度的に位置づけることで二地域居住の新たなモデルを構築できると考えますが、特定居住支援法人制度について、本市としての認識と評価をお伺いいたします。

- 山本秀明議長 市長公室長。  
○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

特定居住支援法人は、広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づき、二地域居住に関する情報提供、相談、援助や住宅等の施設整備などを行う法人を市が指定するものであり、二地域居住を公民連携によって重点的に促進する場合には必要性を検討すべきものと考えます。

なお、本市において、現時点においては、二地域居住に対するニーズ把握や課題整理等の実施には至っておりません。

以上です。

- 山本秀明議長 大坪議員。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

- 13番 大坪 靖議員 分かりました。現時点において、本市では二地域居住に関するメリットや課題等について、具体的な評価には至っていないとの認識で理解いたしました。

特定居住支援法人には、単なる情報提供だけではなく、移住相談などのワンストップ支援、住宅や仕事等の連携支援、地域住民との交流支援、移住者の孤立防止など、行政だけでは補いきれない暮らしのケアを制度化された包括的な支援体制で担えるようになるという点において、大きなメリットとなると思います。

二地域居住者や短期滞在型移住希望者など、柔軟な暮らし方が求められる今日、移住希望者の「住んでみたい」「関わってみたい」を安心につなげる受皿として、今後、情報収集や課題整理等を行っていただくことを要望し、次の質問に移ります。

令和7年6月、政府は地方創生2.0基本構想を閣議決定し、目玉対策として、ふるさと住民登録制度の創設を正式に表明いたしました。この制度は、実際に居住していなくても任意で自治体のふるさと住民として登録できる仕組みです。同制度は、人口減少を前提としながらも、定住人口だけに頼らない新たな地域づくりのモデルとなります。登録者には自治体から登録証が発行され、地域情報の受信、公共施設の住民価格利用等のサービスが想定されており、将来的には住民税の分割納税や地域の意思決定への参加の可能性を唱える専門家もおります。総務省は令和7年度補正予算にふるさと住民アプリの開発経費を盛り込んでおり、制度の具体化が加速しています。

一方で、重要なことは、ふるさと住民の推進には、先ほど述べた空家等管理活用支援法人及び特定居住支援法人の指定が不可欠なことです。つまり、空家等管理活用支援法人が空き家の管理・活用を専門的に支援することで、ふるさと住民が実際に滞在・移住できる住まいの確保が可能となります。

さらに、ふるさと住民登録制度で関係人口を獲得しても、その受皿となる住まい・なりわい・コミュニティの支援体制がなければ、登録者は名前だけの存在に終わります。特定居住支援法人こそがふるさと住民を関係人口から二地域居住へ、さらには定住へと導くワンストップ支援の実行主体となります。そういった意味におきましても、両法人の指定なくしてふるさと住民の推進は成り立ちません。

政府が推進するふるさと住民登録制度について、本市としての見解と評価をお伺いいたします。また、人口減少モードに突入した本市にとって、関係人口の創出・拡大は重要課題であると考えますが、本市の見解をお示してください。

- 山本秀明議長 市長公室長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○ **前田正和市長公室長** 市長公室長の前田です。

ふるさと住民登録制度について、国からは、住所地以外の地域に継続的に関わる関係人口に着目し、これをアプリで簡単に登録できる制度の構築が示されております。

本市としましては、大阪市内に近い利便性の高さや子育て環境等の利点を生かした移住・定住促進の取組の重要性が高いと考えますが、あわせて、本市に居住していなくても、ふるさと納税や継続的な来訪などにより本市を選んでいただく関係人口の創出・拡大にも取り組むことが必要と考えます。

現時点においては、国におけるアプリの開発や地方公共団体向け手引の作成が行われると示されておりますので、これらの動向を見守ってまいります。

以上です。

○ **山本秀明議長** 大坪議員。

○ **13番 大坪 靖議員** 御答弁ありがとうございます。

最後に、意見を述べさせていただきます。

繰り返しにはなりますが、空家等管理活用支援法人の指定は、空き家の適切な管理・活用の基盤であり、特定居住支援法人の指定は、国の二地域居住促進事業の応募要件であると同時に、ふるさと住民登録制度の受皿として不可欠な基盤です。

これら3つの制度を一体的に推進することで、本市における空き家の適切な管理と利活用の促進、また、関係人口の創出と段階的な移住促進、さらには地域の担い手確保及び災害時の居住確保を同時に実現する総合的な施策体系の推進を求めるものです。

空き家の解体を進めるだけでなく、これら総合的な施策で空き家を発生させず、流通させ、ひいては人口減少対策、後継者対策、まちづくり対策、そして災害対策が可能になると考えます。

空き家は個人の財産ではありますが、放置されれば公共の不利益となります。今後は解体するための支援も必要ですが、リノベーションによる若者世帯の移住促進や流通を促すための税制上のインセンティブなど、一歩踏み込んだ施策を期待いたします。そのためにも空き家を課題から可能性へと転換し、未来の子どもたちのために持続可能な事業として、国が立ち上げた新制度活用が有効な施策となるよう、他市の先進事例も参考にさせていただきながら、今後検討していただくことを要望して、1問目の質問を終わります。

続きまして、2点目の質問でございます。生涯学習サポート館について質問をさせていただきます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

和泉市生涯学習サポート館につきまして、指定管理期間の期限である令和13年3月末で事業を廃止すると、さきの厚生文教委員会協議会にて御報告をいただいておりますが、この建物の概要と事業廃止に至った経緯を教えてください。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 辻 公伸教育次長兼生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

生涯学習サポート館は、昭和59年に旧雇用促進事業団によりサンライフ和泉として建設されましたが、平成15年に、同事業団の事業廃止に伴い、5年間の事業継承を条件に、本市に譲渡されました。その後、平成24年から中部地域の生涯学習の学びの場、特に和泉シティプラザ生涯学習センターの補完施設として活用してきましたが、生涯学習センターの利用状況やサポート館の貸し室等の利用状況、また、スポーツ施設の役割を担う体育室及びトレーニング室についても民間による施設が近隣に充実してきたことから、公共施設としての役割は果たしたものとしてサポート館事業の廃止を行うものです。

以上です。

○ 山本秀明議長 大坪議員。

○ 13番 大坪 靖議員 ありがとうございます。

先日、市民の方々から御意見、御要望をいただきました。お話を聞かせていただきますと、生涯学習サポート館閉館に対する不服申立てのような内容でした。この方々は、サポート館の中でボランティアとして貢献をされており、今後発生が予測される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害などの発災直後に公助を補い、また、高齢者や障がい者等の自助が困難な方々の助けとなるよう、共に助け合うことのできる関係を当該施設の利用者間で構築するきっかけづくりとして心がけ、ボランティア活動をされていると自負されております。

この方々の主たる御意見の内容は、以下の3点になります。

まず、1点目、サポート館は公共施設としての役割を終えたと市は公表しているが、現時点においても多くの方が当該施設を利用している。とりわけ高齢者の利用が多く、健康増進のためのトレーニングをはじめ、その他文化教室など、様々なプログラムで利用されている。また、高校生や大学生が大人とトレーニングなどを通して世代間交流ができており、役割を終えたとは言えない。

2点目、地元の南池田校区町会に当該施設の廃止を説明したとあるが、当該施設は南池田校区町会のみの方が利用しているのではなく、南池田校区町会以外の市民も多数利用しているのに、利用者には何の説明もなく、一方的に5年後に廃止と示されたことについては許し

難い。

3点目、耐用年数を13年残しているのであれば、13年間は当該施設の存続を強くお願いしたいというものでした。

それでは質問ですが、この3点に対する市のお考えをお聞かせください。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 辻 公伸教育次長兼生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

まず、1点目ですが、生涯学習サポート館は和泉シティプラザ生涯学習センターの補完施設として活用していることから、施設の利用状況を鑑み、事業の廃止を行うものです。世代間交流につきましては、サポート館に限らず、他の公共施設や民間施設においてコミュニティが形成されておりまして、サポート館で形成されている世代間交流は事業廃止後も継続されるものと考えております。

2点目ですが、事業の廃止については、今後老朽化に伴う大規模な改修工事を行う必要があり、現在の利用状況等を踏まえ、市の公共施設等管理計画の観点からも事業の廃止を行う結論に至ったもので、十分な周知期間をもって丁寧な対応に努めてまいります。

3点目ですが、指定管理期間の終了後、13年間の耐用年数は残っていますが、老朽化が著しく、大規模な改修を行わなければ現在行っているサービスが継続できないことから、施設の存続は難しいものと考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 大坪議員。

○ 13番 大坪 靖議員 分かりました。

今の御答弁の内容を要約しますと、施設の利用状況と修繕費が多くかかることが予測されること、この2点の理由で当事業の廃止と受け取りました。

一方で、サポート館のポテンシャルはまだ高いのではないかとと思われるデータがあります。例えば北部リージョンセンター、南部リージョンセンター及びこの生涯学習サポート館の3つの施設を比べたときに、施設の規模にもよるかとは思いますが、最も指定管理料が安価なのが断然サポート館なのです。

この3施設の令和6年度の利用率と指定管理料並びに利用者1人当たりの費用比較をいたしました。

まず、利用率につきましては、南部リージョンセンター平均26.0%、北部リージョンセンターの利用率は平均20.2%、それに対し、生涯学習サポート館の利用率は平均33.2%。ここ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

に示した利用率は、施設の全ての部屋を合算して、平均値として算出した値になります。例えばサポート館でも創作活動室の利用率は20.9%ですが、学習活動室は3部屋ありますが、いずれも40%前後で、これを平均すると33.2%という状況です。

続きまして、指定管理料、南部リージョンセンターは4,676万9,000円、北部リージョンセンターは3,787万4,000円、それに対し、生涯学習サポート館の指定管理料は2,622万円。

利用者につきましては、南部リージョンセンター4万873名、北部リージョンセンター6万5,701名、生涯学習サポート館は4万346名ということで、またこの数字は、南北リージョンにつきましては図書室の利用者も含んでいるとも聞いております。ちなみに、図書室の運営費用は別途図書館費から出ているものと聞いております。

以上のように、サポート館の利用率は南北リージョンセンターよりも高く、費用的には決して高いとは言えず、サポート館が極めて非効率とは言えないと思うところであります。

一方、直営ではありますが、いずみの国歴史館、また、信太の森ふるさと館など、サポート館以上に非効率な施設も存在しております。だからといいまして、これら信太の森ふるさと館なども閉館にされては困るんですが、いずれにしましても、原課におかれましては、あくまでサポート館は生涯学習センターの補完施設としてという大前提がありますので、この場所において令和13年度以降、事業継続は考えていないということで、納得はしておりませんが、方向性に関しましては理解いたしました。

それでは、事業廃止については、さきの厚生文教委員会協議会にて報告済みのところではありますが、耐用年数13年を残してのサポート館事業以外の活用方法で施設は存続すべきではないかという観点から提案をさせていただきます。

まず先に、地域から要望が出ております南池田校区老人集会所移転計画ですが、地元からはどのような要望が出ておりますか。また、それに対して、本市としてどのような回答をされているかをお聞かせください。

- 山本秀明議長 福祉部長。
- 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

南池田校区から昭和52年に建設された南池田老人集会所が老朽化している点や、生涯学習サポート館が5年後に廃止される予定であることから、その跡地に老人集会所を移転・新築することを検討してほしいという要望書が提出されました。

市からは、南池田老人集会所は建設から48年が経過し老朽化への対応が必要であると認識しているものの、地域における老人集会所の役割が建設当時と大きく変化している点などを

踏まえ、公共施設としての活用方法の再検討を進めているところで、要望に対しましては、今後も引き続き協議させていただきたい旨を回答しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 大坪議員。

○ 13番 大坪 靖議員 ありがとうございます。今後協議していただけるということが分かりました。

それでは、仮に建物を除却せずに老人集会所の機能を組み込んだと仮定しての私からの提案でございます。それ以外のスペースの活用方法ですが、多世代に活用いただいている体育室とトレーニング室は非常に稼働率も高いため、そのまま残します。トレーニング器具を据置きできないのであれば、現在のボランティアの方々の御意見もお聞き取りしながら、老朽化した幾つかの器具は撤去し、器具を使わないトレーニングメニューの導入を図るのはいかがでしょうか。

そして、新たな3つの機能のいずれかを組み込む形として提案をさせていただきます。

まず、1つ目の提案ですが、現在、青少年センターで行っております子ども大食堂の機能が、数年後、青少年センター閉館に伴い、海側、（仮称）富秋学園と山側、生涯学習サポート館で行うことは可能でしょうか。

なお、海側、（仮称）富秋学園の内容は、今回のこの質問内容から外れるため、答弁は求めません。山側、サポート館で行うことへの御答弁をお願いいたします。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 辻 公伸教育次長兼生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

青少年センターで実施している子ども食堂につきましては、青少年センターの貸し館事業として調理室等を貸し出しているものでございまして、議員御提案のサポート館において子ども食堂を実施することは、調理室等の設備もなく、また、施設管理者もいないことなどから、貸し館事業として実施することは難しいものと考えてございます。

以上です。

○ 山本秀明議長 大坪議員。

○ 13番 大坪 靖議員 分かりました。調理室がないのは存じておりますが、現在の事務所には簡易なコンロや流し台は存在しますので、それに補足していけば可能かと思えます。これに関しては、私としてもさらにいい形がないかを研究してまいります。

次に、2つ目の提案です。チャレンジオフィスについてですが、これからスタートする段

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

階での質問で、大変恐縮ではございますが、開設後の3か年、5か年ぐらいの計画の中で、機能拡充の際にサポート館を活用できるのではないかとと思うところではありますが、3か年、5か年ぐらいの計画のイメージがあれば教えてください。

○ 山本秀明議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

チャレンジオフィスは障がい者を最大3年間有期雇用し、一般就労へつなげていく事業でありますことから、3年後はようやく一定の成果が現れる時期であり、その成果を見ながら、オフィスのトレーニング手法や会計年度任用職員等、職員体制を検討していきたいと考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 大坪議員。

○ 13番 大坪 靖議員 ありがとうございます。

この春の4月に、4名の会計年度職員で開設される障がい者特別勤務室チャレンジオフィスを、5年間かけて会計年度職員数を拡充し、それに伴いチャレンジオフィス機能をサポート館に移転して、センターとしての機能拡充を狙うということに関しての御見解をお聞かせください。

○ 山本秀明議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

オフィスについては、事業開始後に、都度トレーニング手法等の見直しを行ってまいりますことから、現時点ではどの程度の拡充を行えるかは未定です。

また、チャレンジオフィス機能の移転につきましては、チャレンジオフィスが市の業務を行うことから、帳票・作業物品の搬送や人員の移動手段等多くの問題があり、困難であると考えます。

以上です。

○ 山本秀明議長 大坪議員。

○ 13番 大坪 靖議員 分かりました。現時点では困難であるということです。機能拡充の段階で一番いい形になることを願っております。

ここまでの御答弁、ありがとうございました。

3つ目の提案を、最後の意見として述べさせていただきます。

1つ目の提案の子ども大食堂にも連動する内容にはなりますが、現在、社会福祉協議会が

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

行っている食料品の寄附受付、そして、提供の内容をサポート館でできないかと思います。社会福祉協議会が運営する善意銀行における令和6年度の配布件数は、個人・団体を合わせまして68件となっており、令和7年度につきましては、2月末時点ではございますが、97件の配布を行っているとお聞きしております。

その事業内容につきましては、市民が来所するのではなく、市内8か所のCSW、いわゆるコミュニティソーシャルワーカー等が相談支援の一環として、対象者の状況を丁寧にお聞きした上で直接御自宅等へ物品を届ける訪問型支援が主流となっていることもお聞きしております。物品寄附は年間四、五十件程度であり、拠点を分散させると管理効率が下がる懸念もございますが、より一層必要な支援となり、件数も増えていくのではないかと思います。

民間の話で恐縮ではございますが、大学生対象のフードバンクの催しに参加し、そもそも学生優先というところから、学生以外の方が列に並んでももらえずに断られた方も数人いるとお聞きしております。

現在、社会福祉協議会が行っている食品寄附を食料支援という形で拡充し、フードバンクの要素を組み込み、担当部局も広げ、より広く、多くの方々の食料支援に寄与する形をイメージしております。社会福祉協議会は、1人1回限りの支給ではございますが、それを複数回可能にするような取組で、フードロスと食料支援を同時に啓発する拠点のようなことをこの生涯学習サポート館で行うことは、不可能ではないのかと思います。

ともあれ、まとめにはなりますが、サポート館を除却せずに存続する上での提案としまして、トレーニング室、老人集会所、子ども大食堂、チャレンジオフィス、そして、フードバンクという5つの角度でいずれかを組み込んでいくという提案をさせていただきました。

今後どのように進んでいくかは未定の中ではございますが、最終段階でのもう一つの選択肢として、民間事業者への売却も視野に入れてはいかがでしょうか。さきの厚生文教委員会協議会でも御報告いただきましたように、温水プール事業の廃止は、社会情勢の変化などにより公共施設の役割が減少していることや今後の財政負担などを総合的に判断したものでありとお聞きしました。温水プール施設を民間事業者へ誘致することに関してヒアリングを行ったところ、興味を示されている事業者もあり、この施設はプールのほか、トレーニング室やスタジオ、また、喫茶スペースなどもあり、プールに限らず、民間のノウハウにより効果的に使用いただく方向性で進んでおります。

サポート館も同じような方式で、災害時には御協力をいただくという条件なども含め、本市がある程度活用方法を示しての民間事業者誘致をすることも併せて御検討いただくことを

要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ **山本秀明議長** 次に、議席番号10番・森 久往議員。

(10番・森 久往議員登壇)

○ **10番 森 久往議員** 10番・五月会、森 久往です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は1問だけ質問をしたいと思いますが、自殺予防の取組についてをいろいろお聞きしたいと思います。

15年前に、もう命を捨てよう、命要らんねんという、そして、自殺に関わっていく行為を繰り返した友人がおりまして、その友人と時間を共有するときにどんどん増えてきて、その友人が最後に私に、最後という言葉はちょっと難しい話なんですけど、話をする期間、ちょっとなくなったときがある。その最後に「おまえはゲートキーパーだ」ということで私に一言言って、そこからちょっと疎遠になりました。そこから15年たった今があります。

ゲートキーパーという認識は私自身も持ってるわけですけども、15年たつと自殺の予防の取組または対策、これがかなり変わってきてる。そういうことで、今回質問をさせていただこうというふうに思っております。

まず初めに、全国の自殺者数、そして、和泉市の一番近い3年間の自殺者数についてお聞きしたいと思います。

以後の質問につきましては質問席からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ **山本秀明議長** 子育て健康部長。

○ **藤原一也子育て健康部長** 子育て健康部長の藤原です。

厚生労働省が警察庁の自殺統計を基にまとめた2025年の全国の自殺者数は1万9,097人で、統計のある1978年以降で初めて2万人を下回り、最少となっております。

次に、本市の自殺者数は、警察庁の統計データによりますと、令和4年は37人、令和5年19人、そして、令和6年は26人となっております。

以上です。

○ **山本秀明議長** 森議員。

○ **10番 森 久往議員** ありがとうございます。

2010年当時、交通事故の死者が3万人、それを自殺者が超えたということでゲートキーパーという言葉が広がりまして。最近はこちらに耳にするのが小・中・高生の自殺者の話です。

そのあたりの数値、分かれば教えていただきたいと思います。

○ 山本秀明議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

2025年における全国の小・中・高生の自殺者数は532人で過去最多となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。小・中・高生の自殺者が過去最高、最多ということですよ。

その中で、教育委員会にちょっとお尋ねしたいんですけども、子どもの自殺予防の考え方をまずお聞きしたいと思います。

○ 山本秀明議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和7年6月11日の自殺対策基本法の改正により、「学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする」との文言が追加され、自殺防止に関する学校の責務が法に明記されました。

市として、児童・生徒の自殺予防について、各学校が組織体制を整え、これまで以上に取組を強化するよう指導・助言を行っております。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

同じく教育委員会にお聞きしますが、自殺予防に対する取組、どのようなことが取り組まれているかお聞きします。

○ 山本秀明議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

各学校におきましては、日々の教職員の児童・生徒への挨拶や声かけ、励まし、称賛、対話及び授業や行事等を通じ、個別と集団への働きかけにより、自己肯定感や自己有用感を育む発達支持的生徒指導に取り組んでおります。

加えて、アンケート調査や一人一人に対して面談を行う教育相談等を実施することで、悩みや困難を抱える児童・生徒の早期発見に努めております。また、場合によりましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や関係機関の協力を得なが

ら、教育相談体制の強化を進めているところです。

以上です。

○ **山本秀明議長** 森議員。

○ **10番 森 久往議員** ありがとうございます。

徳島県の海陽町、日本で一番自殺率が低いということで、視察に行きたいなと思って連絡を取ったんですが、日程調整ができなくて行けなかったんですけども、いずれ行きたいと思ってます。そこへ行くと、どういうことを体験させていただくかという、実際に地域を回って、そして地域の人といろいろな話を聞けるというようなことで、じかに聞きたいなということであったんですが、今回は断念をしました。

そして、実は1冊冊子があるんですが、この冊子は岡 檀さんが著書したもので、これは5年ぐらい前に私が買った本なんですけども、ここに海陽町の内容がもう全て網羅されてましてね。4年間いろいろそこへ行って、そして、最終的なその統計をここに書いてあるんです。題名は「生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由がある」。そういうことで、以前に読んだんですけど、もう一度読ませていただいたら、大体第5章からずっといろいろなってるんですけど、第5章には「明日から何ができるか—対策に活かすために」というのが書かれてて、ここに大体網羅されてるんです。

その中身の中でピックアップさせていただくと、どうして自殺率が低いかという、そういうことに対してのお答えなんです。多様性の重視、自己有用感の高さ、緊密過ぎない緩やかなつながり、適切な援助希求、この4つが大体まとめると中身になるんです。

ちょっと私は今回教育委員会に、気になっていることもあるんですけども、特に重要なところは適切な援助希求、これが重要だと思うんですけども、小・中学校ではこの援助希求という言葉に対して、どのような具体的な取組を行っているか、お聞きしたいと思います。

○ **山本秀明議長** 教育指導監。

○ **上田茂幸教育・こども部教育指導監** 教育指導監の上田です。

子どもの援助希求の力の育成につきましては、今年度、各学校におきまして、配置しているスクールカウンセラーを中心に、子どもたちに対し、困ったときに、誰に、どのように、どのタイミングで助けを求めればよいのか、それを具体的に教えて練習する機会を設定するといったSOSの出し方教育を実施しております。

また、市といたしましては、子どもに日々接する教職員に対して、子育て健康部と共同でSOSの出し方教育を実施できるよう知識やノウハウを学ぶ研修を実施するとともに、子ど

もの生きづらさに気づき、自傷行為や希死念慮等のSOSを受け止めるための実践型の研修を実施しました。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。学校には、思った以上に取組をされてる。そしてまた、人材、その関わる人たちにどのように関わってもらおうかという、そういうことも非常に進んでるということで少し安心をしております。

その中で、それではゲートキーパーの研修を受けられた人が今までにどれくらいおるか、お聞きしたいと思います。

○ 山本秀明議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

ゲートキーパー研修の受講者数は、令和8年2月末現在で、市職員990人、教職員803人、市民788人となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

それでは、ゲートキーパー研修の具体的な取組、例えば特色なんかがあるかと思うんですけども、よろしくお聞きしたいと思います。

○ 山本秀明議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

ゲートキーパー研修については、対象ごとに担うべき役割に応じた研修を実施しております。伴走型支援に携わる職員などには潜在的な自殺リスクへの気づきやリスクアセスメント力の向上をめざし、事例検討の研修を実施しております。また、相談支援に携わる職員などには、生きづらさに気づき、適切な支援につなぐための知識及び傾聴スキルの向上をめざす研修などを実施しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

最後に、自殺対策を進めるに当たって、行政が進めるというのはいいんですけども、関係団体との連携も今後は非常に重要になると、そういうふうにも思っておりますので、そのあ

たりの見解をお聞きしたいと思います。

○ **山本秀明議長** 子育て健康部長。

○ **藤原一也子育て健康部長** 子育て健康部長の藤原です。

議員御指摘のとおり、自殺対策を総合的かつ効果的に進めるためには、公助としての全庁的な取組だけでなく、関係機関や団体、企業などの多様な主体との連携・協働による推進が重要であると認識をしております。

本市では、令和6年度から自殺対策に関係の深い19課で構成してございました和泉市自殺対策連絡会議において、市内関係団体などにも参加をいただき、本市における自殺対策を公民協働により推進しているのが現状でございます。

なお、推進に関する具体的な取組の協議や検討の場として、人材育成・普及啓発、事例検討、そして未遂者支援の3つの部会を設け、テーマに関係の深い担当課及び関係団体などによる連携や協働による取組を推進しております。

以上です。

○ **山本秀明議長** 森議員。

○ **10番 森 久往議員** ありがとうございます。

最後に、意見を述べたいと思います。

前回、第2次いのち支える和泉市自殺対策計画というのが令和6年から始まったわけですが、この内容を見させていただくと、もうかなりの、私が15年前にいろいろ感じたこととはもう全然違う、そういった内容がずっと網羅されてます。最後の成果のパーセンテージがちょっと気になるところではあるわけですが、今後これの推進を、今以上の推進をしていただきたいなということを思います。

最後に一言だけ。実はゲートキーパーという言葉がずっと16年間感じたんですが、いろんなことで悩んでる、生きづらさを持ってるわけですが、その人の中に克服した人がおるんです。今はもうそれに全然そんな思いがないということで、今はもう本当に軽い気持ちで毎日を付き合わせていただいています。

そこで、体験して克服した人、この人たちにゲートキーパーになっていただきたい。いろんな書籍とか冊子はあるんですが、内容についても濃いんですが、実際に経験した人が、苦しんでる人もおりますよ、まだずーっと延長上におる人もいてるわけですが、やっぱり克服して自分の思いを持ってる人、その人のやっぱり意見を聞ける、そういうようなことを今後プラスアルファしていけばいいのかというふうに思って、意見を申し上げて質問を終わ

ります。ありがとうございました。

○

○ **山本秀明議長** 次に、議席番号2番・大浦まさし議員。

(2番・大浦まさし議員登壇)

○ **2番 大浦まさし議員** 議席番号2番・市民未来の会、大浦まさしでございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、本年4月以降における自転車通学として、道路交通法の改正に伴う自転車通学の安全確保について質問させていただきたいと思っております。

自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が令和8年4月1日から施行されまして、自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。この変更によって検挙の手続きが簡略化されて、今後検挙される機会が増える可能性がございます。

このことを踏まえて、制度導入直前の今、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず、本市の中学校において、遠距離通学の生徒に自転車通学を認めている場合がありますけれども、自転車通学を認める基準について教えてください。

次の質問から質問席よりさせていただきます。よろしく申し上げます。

○ **山本秀明議長** 答弁。

教育指導監。

○ **上田茂幸教育・こども部教育指導監** 教育指導監の上田です。

市内の中学校の自転車通学の許可基準につきましては、校区内の道路交通状況等を踏まえ、各中学校で決定しております。学校により異なりますが、おおむね自宅から学校までの距離が2キロメートル以上の生徒に自転車通学を許可している学校が多い状況です。

以上です。

○ **山本秀明議長** 大浦議員。

○ **2番 大浦まさし議員** 基準については分かりました。

では、現在、自転車通学している割合について、市内全中学校及び義務教育学校での状況を数字で教えていただけますでしょうか。

○ **山本秀明議長** 教育指導監。

○ **上田茂幸教育・こども部教育指導監** 教育指導監の上田です。

市立の中学校及び義務教育学校後期課程におきましては、1,157人に自転車通学を許可し

ており、在籍する生徒の約23%が自転車で通学しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 今回の改正道路交通法の施行によりまして、16歳以上の者による自転車の交通違反について青切符が導入されるということに伴って、警察では、自転車の交通ルールを理解して自転車を安全・安心に利用してもらうため、幼児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者といった各ライフステージごとに、官民が連携して交通安全教育の充実を進めていくとしております。

これを受けまして、自転車通学者が在籍している中学校を含めて、何か具体的な対応は行っているのか、もし行っているのであれば、その取組内容について教えてください。

○ 山本秀明議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

昨年11月に教育委員会から学校へ、警察庁が作成した自転車ルールブック、いわゆる「自転車を安全・安心に利用するために一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入」という資料を周知しており、全ての中学校及び義務教育学校でそのルールブック等を活用し、全生徒や自転車通学を許可している生徒に、今年度末までに指導する予定です。

また、学校によりましては警察に来校いただき、法改正について講話いただく取組も実施しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 ありがとうございます。どの学校でも具体的な取組を進めておられることを知りまして、安心しました。

罰金の対象となるのは16歳以上の者ということでありますから、中学生は対象にはならないのですが、16歳未満の者が交通違反をした場合については、原則として警察による指導警告が行われます。違反にも、ついやってしまいがちなことあるんですけども、そもそもあってはいけない違反もございます。例えばスマホを使用しながらの違反などは気をつければ回避できるのでそれに該当すると思うんですけども、同じ違反でも重要度が違うと思います。

こういう場合の学校からの指導や、学校として何らか処分を考えているのか、お聞かせください。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○ 山本秀明議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

自転車利用における悪質・危険な違反などにつきましては、何より大切な命を守る観点から、再発防止に向け、各学校で毅然とした指導を行っております。例えば自転車を利用する生徒が交通違反や悪質・危険な行為を行い、学校がその事実を把握した場合には、当該生徒への指導及び保護者連絡による家庭での指導依頼に加えて、自転車通学許可を取り消す等の措置も行うこともあります。

以上です。

○ 山本秀明議長 大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 生徒への指導、それから御家庭での指導の依頼の上、自転車通学許可の取消しもあり得るということですね。

そのような厳しい対応を学校として行った場合、最近の保護者の動向、これは私の個人的な見方ですけど、違反の責任を学校のほうに持ってくる人もいるんじゃないかなというふう  
に想像しております。学校や教育委員会は、そのような想定はされてますか。していないのであればしておくべきだと思いますし、しているのであれば、どういった内容で対処するのかお聞かせください。

○ 山本秀明議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

最上位の目標としましては、やはり子どもの命と安全を確保するということとしておりますので、学校の役割と保護者の役割をしっかりと説明して、共通理解を図ることに努めております。

以上です。

○ 山本秀明議長 大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 よろしくをお願いします。

そもそもこの自転車の交通違反といいますのは家庭内教育の問題の範疇でありまして、違反は個人の違法行為であって、個人に帰属すると思います。学校自身は、教育指導上の義務というのはありますので、交通安全指導とか、もしくは自転車利用のルール  
の周知はしてもらわないといけないかなというふうには思いますが、個々の運転操作であるとか違法行為まで監督する義務は、学校にはないと思うんです。そこは保護者に理解してもらって  
おいたほうがよいと思いますということだけ意見をさせていただきます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

最後に、ちょっと意見だけ申し上げて終わります。

今まではちょっと気をつければ守れるルールに対する違反について質問してきましたですが、例えば歩道とか車道の形状とか交通量による部分で、環境の整備が追いついていない部分で気の毒なこともあるんじゃないかなと思います。

私も何年も前から光明池春木線を例に挙げて自転車専用通行帯の設置要望をしておりますが、また、会派としても、市長に対して何年も前から要望を出し続けておりますが、現在のところはまだなかなか実現しませんでした。隣の堺市では、とうとう今年、泉北4号線の光明池駅周辺部分にも自転車専用通行帯を設置されましたが、和泉市部分はまだまだということです。近隣の進み具合のことをどうこう言うことではないんですけども、今回の自転車に対する制度の変更で、市がやれる道路環境の整備は早急に進めないといけないということだけ最後に申し上げて終わります。ありがとうございました。

○

○ **山本秀明議長** 次に、議席番号21番・北川美穂議員。

(21番・北川美穂議員登壇)

○ **21番 北川美穂議員** 議席番号21番・北川美穂です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からの質問は2項目です。1点目は民法等改正による共同親権等への本市の対応について、2点目は不正投票の防止について質問をさせていただきます。

それでは、1点目の民法等改正による共同親権等への本市の対応について質問をさせていただきます。

内閣府の資料によると、毎年約20万人の子どもが親の離婚を経験しており、子どもたちは大きな環境の変化を経験しております。こうした中、令和6年5月に成立した民法等改正により、父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました。これまでの単独親権制度の下では、養育費の不払い、育児や家事の負担の偏り、また、いわゆる子どもの連れ去りと指摘されるような問題など、様々な課題に加え、親権を持たない親にとっては、子どもとの関係が希薄になってしまうことによる精神的な負担も指摘されてきたところです。

また、海外の研究においては、子どもにとって、父母との関係性が心の安定や成長に影響を及ぼすことが指摘されております。

今回の制度改正がこうした課題の改善につながることを期待される中で、その実効性を高めていくためには、自治体の役割も重要であると考えております。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今回の改正では、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、大きく6つの見直しが行われております。具体的には、養育する親の責務に関するルールの明確化や、離婚後の単独親権に加え、父母が共同で親権を持つ共同親権を選択できる制度の導入、養育費の支払い確保に向けた見直し、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し、財産分与に関するルールの見直し、養子縁組に関するルールの見直しなど、家族法の見直しが行われ、令和8年4月1日から施行される予定となっております。

子どもの最善の利益を踏まえながら、市として親子関係をどのように支えていくのが重要であると考えますが、本市の見解をお聞かせください。

これ以降の質問につきましては質問席でさせていただきますので、御答弁のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○ **山本秀明議長** 子育て健康部長。

○ **藤原一也子育て健康部長** 子育て健康部長の藤原です。

本市では、従前から離婚前相談や子育て相談、児童虐待対応の中で、親子関係についての相談は受けており、引き続き、子どもの最善の利益を重視した対応に努めてまいります。

以上です。

○ **山本秀明議長** 北川議員。

○ **21番 北川美穂議員** ありがとうございます。これまでも相談対応を通して親子関係を支えてこれられていることが分かりました。

今回の民法改正においては、父母は親権の婚姻関係の有無にかかわらず、子どもの利益のために、互いに人格を尊重し、協力しなければならないことが明記されております。また、この義務に違反した場合には、親権者の指定または変更の審判、親権喪失または親権停止の審判等において、その違反の内容が考慮される可能性があるとしております。

こうした改正の内容等も踏まえ、共同親権とはどのような制度なのか、また、これまでと何が変わるのかについて、市民への周知を行っていくことが重要であると考えております。

本市においては、民法の改正についてはホームページに掲載されておりますが、市民への周知はどのように、また、どの程度行われているのか、お聞かせください。

○ **山本秀明議長** 子育て健康部長。

○ **藤原一也子育て健康部長** 子育て健康部長の藤原です。

本市における民法改正に関する市民周知については、令和7年9月から市ホームページへ関連記事を掲載しております。また、あわせて、子育て支援室で配置している母子父子自立

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

支援員が離婚前相談等にいられた市民に対し、親権、養育費、親子交流などに関する民法改正のポイントが記載されたこども家庭庁作成のリーフレットを活用した個別周知にも努めております。

以上です。

○ **山本秀明議長** 北川議員。

○ **21番 北川美穂議員** ありがとうございます。大切な内容でありますので、個別周知の取組について、引き続き丁寧に進めていただきたいと思います。

また、本市のホームページにおいて、離婚届に関するページからも民法改正に関する情報へアクセスできるよう、分かりやすい動線づくりについても御検討をお願いいたします。

共同親権制度の導入により共同親権となる場合、親権は父母が共同して行使することが原則とされておりますが、一方で、監護教育に関する事項については、日常の行為に当たるものとそうでないものに整理されていると認識しております。例えば食事や服装の決定、習い事などは日常の行為に当たり、監護者が単独で行使できるものとされている一方で、子どもの転居や進路に影響する進学先の決定などは父母の共同での判断が必要となる事項とされております。

こうした中で、行政手続や学校教育などにおいて、親権者である父母双方が関わる場面が想定されます。例えば転居手続や進学決定においては父母の共同での判断が必要となる事項とされておりますが、本市ではどのように準備を進めているのか、お聞かせください。

○ **山本秀明議長** 市民生活部長。

○ **立花達也市民生活部長** 市民生活部長の立花です。

子どもの転居手続は共同で行使すべき親権となりますので、両親権者が窓口にて手続を行っていただく必要があります。

なお、どちらか一方の親権者が窓口で手続を行う場合は、もう一方の親権者の委任状が必要になります。

以上です。

○ **山本秀明議長** 教育指導監。

○ **上田茂幸教育・こども部教育指導監** 教育指導監の上田です。

子どもの進路に影響する進学先の決定につきましては、父母が共同で話し合い、子どもの利益を最優先に決定することが原則となることから、まずは親権者間での連携をお願いすることになります。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

例えば同居はしていないが親権を有する別居親から進路に関するお知らせ等を知りたいとの依頼があった場合、同居親に保護者連絡アプリ等の登録先の追加ができることを学校からお伝えします。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

それぞれの親権者から矛盾する意思を示される場合も出てくるのではないかと思います。父母の意見が一致しない場合など、同居していない親権者は、学校行事等には参加ができないのでしょうか、お聞かせください。

○ 山本秀明議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和6年法律第33号、民法等の一部を改正する法律に係る解説資料では、運動会や卒業式等、学校が児童・生徒の保護者に参加を呼びかけた学校行事について、親権者として事前に申し出ている者から参加希望があった際には、基本的に学校はその親権者の参加を認めることができる。一方、学校が同居親から事前に別居親の参加の制限に関する申出を受けた場合であって、その内容がそれ以前に親権者から申し出られている協議結果と異なっている場合や親権者間の協議結果が学校に対して申し出られていない場合には、学校は親権者間で協議し、その結果を学校に報告することを求めることが考えられるとされております。

なお、学校には親権者間の協議の内容の是非を判断する権限がないことから、別居親が学校行事への参加を希望する場合や、成績、学校からの連絡などの情報提供を求められる場合については、親権者が事前に協議を行い、学校や教育委員会等に対して、あらかじめ申し出いただくことが学校における円滑な対応に資すると考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

親権者間での協議が前提であることは理解いたしましたが、実際には父母間で十分な協議ができないケースや意見が対立したままとなるケースも想定されます。そのような場合において、学校現場が対応や判断に迷うケースや子どもが心理的な負担を抱えることも懸念されます。また、学校だけで対応を判断することは、教職員にとっても大きな負担になる可能性もあると考えます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

学校現場が混乱することのないよう、教育委員会として、子どもの最善の利益を守る観点から、対応方針やガイドラインを整理しておく必要があるのではないかと考えますが、本市の見解をお聞かせください。

○ 山本秀明議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

本市におきましては、令和7年10月14日付で、民法等の一部を改正する法律に係るQ&A形式の解説資料を各学校に周知しております。その上で、共同親権に係る紛争等が生じた場合には、学校現場が混乱しないように、学校だけでなく法の専門家であるスクールロイヤーを活用し、市として組織的かつ適切に対応いたしております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。子どもに過度な負担がかかることのないよう、また、親権者にとっても安心して子どもの成長を見守ることができる環境となるよう、教育委員会として、より実務に即した対応の充実に努めていただくことをお願いいたします。

共同親権となった場合においてもDV等支援措置が取られるケースなど、情報提供や接触到に慎重な配慮が必要な場合があると認識しております。関係部署との連携についてお聞かせください。

○ 山本秀明議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

現状、市民室において、DV等支援措置の申出により住民票等の交付請求を制限するとともに、支援対象者を関係部署に通知して情報共有及び情報漏えい防止を行っておりますので、今後も引き続き適切に対応してまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

DV等支援措置は、被害者保護の観点から重要な制度であると考えております。しかし、申出に基づき住民票の閲覧等を制限するものであり、この措置自体が暴力の事実を証明するものではないという認識もしております。

また、DVに関する申出については、その性質上、事実関係の判断が難しいケースがあるとともに、虚偽の申告が問題となった事例も存在すると承知しております。この措置により

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

学校行事への参加や親子の面会が困難となるケースも認識しており、父母双方との関係を維持することが子どもにとって重要であるとされる中で、こうした状況が子どもの最善の利益にかなうものとなっているのか、自治体でできる範囲は限られているとは思いますが、制度の運用によって当事者が極めて深刻な精神的影響を受け、結果として命に関わるような事態に至ったケースも聞いておりますので、子どもの視点に立った丁寧な対応と運用となるよう十分な検証を行っていただくことをお願いいたします。

次に、国連の児童の権利に関する条約では、第3条において、子どもの最善の利益、第9条において、両親との関係を維持する権利、第12条において、子どもの意見表明権が定められております。こうした視点は、離婚後の親子関係や学校対応を考える上でも重要であると考えておりますが、子どもの意思表明をどのように受け止め、どのように対応していくお考えか、本市の見解をお聞かせください。

○ **山本秀明議長** 子育て健康部長。

○ **藤原一也子育て健康部長** 子育て健康部長の藤原です。

議員御指摘のとおり、今回の法改正で、親の責務として子どもの人格を尊重すること、つまり、子どもの意見を聞き、意思を尊重することが義務づけられており、その趣旨について周知を図ってまいります。

また、親子関係などについて、子どもの意思を確認した場合は、親権者に伝え、意思尊重ができるよう支援してまいります。

以上です。

○ **山本秀明議長** 北川議員。

○ **21番 北川美穂議員** ありがとうございます。子どもが父母の対立の中に置かれている場合には、双方の関係に配慮するあまり、本音を十分に表明できないこともあるのではないかと思いますので、そういった点も踏まえ、子どもの意思を丁寧に受け止め、適切な支援につなげていただきたいと思います。

兵庫県明石市では、離婚前後における両親間の話し合いの際に参考となる手引や子どもの気持ちに配慮するために知っておくべき内容をまとめた冊子などを作成されており、養育費や面会交流などについて記載された子どもの養育に関する合意書や子ども養育プラン、さらにそれらの作成を支援する手引についても離婚届の配布時や相談時に併せて配布されているとお聞きしております。実際に内容を拝見しましたが、非常に分かりやすく、子どもにとっての影響を踏まえて丁寧に作成されていると感じました。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

また、法務省においても「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」というパンフレットが作成されており、合意書のひな形例なども示されており、市区町村の窓口において、離婚届用紙を取りに来られた方に対し、併せて交付することとされていると認識しておりますが、本市においてはどのような形でお渡しされているのか、お聞かせください。

○ 山本秀明議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

法務省作成の「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」は、離婚届の用紙を取りに来られた方で18歳未満の子どもがおられる場合にお渡ししております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

明石市や尼崎市や他の自治体では、離婚などにより子どもと離れて暮らすことになった親が、自分たちだけで子どもとの親子交流を行うことが難しい場合に、市が親子交流のサポート支援を行っております。

親同士の対立により子どもが親と会えなくなるケースについて、本市としてどのような支援ができるか、お考えをお聞かせください。

○ 山本秀明議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

本市では、離婚などにより子どもと離れて暮らす親と子どもの交流に関する事業は行っておりませんが、そのような問合せがあった場合は、大阪府が実施しております親子交流支援事業を案内しているのが現状でございます。

今後は、他市の先進的な取組事例や支援について調査してまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

最後に、意見をお伝えさせていただきます。

これまで離婚に当たっては、どちらが親権を持つのかということが大きな争点となり、親同士の対立が深まってしまうケースも多かったのではないかと感じております。

今回の共同親権の導入をきっかけに、親権を取る取られるという視点ではなく、子どもにとって何が一番いいのかを中心に考えていく社会になってほしいと感じております。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

また、親同士の関係がどうであっても、子どもにとっての親子関係は守られるべきものであるという視点を社会全体で共有していくことが重要であると考えます。そのためには、市としても、子どもの意思や気持ちをどのように捉えていくのかという視点を大切にしながら、保護者への働きかけを行っていく必要があるのではないのでしょうか。例えば離婚前の段階で子どもの心理や発達への影響、親子関係の大切さなどについて理解を深めるための講座の実施など、保護者に丁寧に伝えていくこともぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、明石市において実施されている「こどもと親の交流ノート」という親子の交流の記録ができる養育手帳があり、ページをめくると「離婚をしても、親子であることに変わりはありません。こどもの幸せは、父、母の幸せです。幸せを実現するために、この交流ノートを使ってみませんか」、「あなたが、いちばん、大切です お母さんとお父さんは、おなじ「おうち」にいないけれど お母さんもお父さんも、あなたのことが「大好き」 これまでも、これからも、ずっと、ずっと」といった子どもへのメッセージも掲載されております。

こうした取組は、子どもの心の安心につながるだけでなく、親自身が子どもにとって何が大切かを見詰め直すきっかけにもなるのではないかと感じております。費用についても1冊当たり100円程度と比較的導入しやすいものと伺っております。

本市としても、子どもの気持ちや置かれている環境を丁寧に見詰めながら、その子にとっての最善の利益を考えていくことを支えていける仕組みについて、今後検討していただきたいと思います。

今回の民法等改正による離婚後の親子関係の在り方の見直しは、子どもの最善の利益を守るための制度であり、自治体の様々な分野に関わる重要なものと受け止めております。学校現場や行政窓口が混乱することのないよう関係部署が連携しながら、制度施行に向けた準備を進めていただくとともに、子どもの視点を中心に添えた丁寧な対応がなされることを要望し、この質問を終わります。

続いて、2点目の質問、不正投票の防止について質問をさせていただきます。

先月、衆議院議員総選挙及び大阪府知事選挙が執行されました。今回の選挙は準備期間が限られる中での執行となり、選挙事務に従事された職員の皆様にとっても大変負担の大きいものであったと認識しております。また、ほかの自治体においては、選挙業務に伴う残業時間が過去に例のない水準となったとの報道も見られました。こうした中、無事に選挙を終えることができたことについて、職員の皆様の御尽力に心より感謝を申し上げます。

一方で、全国では報道やSNSなどにおいて、不正投票に関する様々な情報が見られてお

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ります。市民の方からも不安を感じているという声も聞いております。不正がなかったとしても、不正が起り得るのではないかとといった疑念が生じること自体が選挙への信頼に影響するのではないかと感じております。こうした不安を払拭し、市民が安心して投票できる環境を確保していくことが重要であると考えております。

そこでまず、直近の衆議院議員総選挙の投票率、投票者数及び期日前投票者数の状況について、前回の令和6年衆議院議員総選挙との比較をお聞かせください。

○ **山本秀明議長** 行政委員会総合事務局長。

○ **森 博紀行政委員会総合事務局長** 行政委員会総合事務局長の森です。

今回の衆議院議員総選挙の小選挙区で申し上げますと、投票率は53.31%で、前回令和6年の46.99%から6.32%の増加となり、投票者数は、今回の選挙では7万9,765人で、令和6年の7万665人から9,100人の増加となっております。

また、期日前投票者数は、今回選挙では3万6,286人で、令和6年の3万237人から6,049人の増加となり、投票者数のうち期日前投票者が占める割合は、今回選挙では45.49%で、令和6年の42.79%から2.7%の増加となっております。

以上です。

○ **山本秀明議長** 北川議員。

○ **21番 北川美穂議員** ありがとうございます。令和6年の衆議院議員総選挙と比較して投票率及び投票者数が増加していること、また、投票者の約半数近くが期日前投票を利用されている状況であることが分かりました。

こうした中、今回の衆議院議員総選挙及び大阪府知事選挙における期日前投票所については、特にシティプラザの期日前投票所において、相当混雑していたと聞いております。

今回の選挙の期日前投票所がこれまで以上に混雑した要因についてお聞かせください。

○ **山本秀明議長** 行政委員会総合事務局長。

○ **森 博紀行政委員会総合事務局長** 行政委員会総合事務局長の森です。

今回の衆議院議員総選挙では、準備の期間が短く投票所入場整理券の発送が遅れたため、期日前投票期間の後半に投票者が集中したことに加え、大阪府知事選挙、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の合わせて4票の投票を行うため、投票者が投票所内に滞在する時間が長くなったことなどが混雑の要因と考えております。

以上です。

○ **山本秀明議長** 北川議員。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

- 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。今回の選挙における混雑の要因については理解いたしました。

期日前投票所においては、投票所入場整理券がなくても投票が可能であるとの案内もされているかと思いますが、期日前投票所における本人確認についてはどのような方法で行われているのか、お聞かせください。

- 山本秀明議長 行政委員会総合事務局長。
- 森 博紀行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の森です。

期日前投票所において、投票所入場整理券をお持ちでない場合には、期日前投票宣誓書に御記入いただきました住所、氏名、生年月日に基づき名簿対照を行います。その際、名簿の情報と相違があった場合は、身分証明書の提示をいただくなどの本人確認を行っております。以上です。

- 山本秀明議長 北川議員。
- 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

全ての投票者に対して身分証明書の提示を求めているわけではないとのことですが、なりすましなどの不正を防止する観点から、身分証明書の提示を必須とすることはできないのでしょうか、お聞かせください。

- 山本秀明議長 行政委員会総合事務局長。
- 森 博紀行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の森です。

身分証明書の提示については、身分証明書を忘れた方や、そもそも身分証明書を所有していない方など、本来投票ができる権利があるにもかかわらず投票できなくなる選挙人が生じることから、必須とはしていないものです。

また、公職選挙法におきましても、身分証明書の提示は必須となってございません。

以上です。

- 山本秀明議長 北川議員。
- 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。身分証明書の提示を必須とすることにより投票の機会が制限されてしまうこと、また、投票率の低下につながる可能性があるという点について、理解いたしました。

他人に成り済まして投票を行う行為は、公職選挙法第237条の詐欺投票罪に該当する重大な違法行為です。全国では、二重投票未遂や成り済まし疑われる事例が報告されることもありますが、こうした行為を防止するためには、投票所での確認体制が重要であると考えま

す。

本市において、これまでに投票者本人が故意に行った二重投票や成り済ましが疑われる事例はあったのか、お聞かせください。また、そうした行為を防止するため、どのような対策をされているのかもお聞かせください。

○ **山本秀明議長** 行政委員会総合事務局長。

○ **森 博紀行政委員会総合事務局長** 行政委員会総合事務局長の森です。

これまで本市においては、議員御指摘の投票者の故意による二重投票やなりすましによる投票についての事例はございません。また、各投票所内になりすまし投票が違法であることの注意文を掲示しております。

以上です。

○ **山本秀明議長** 北川議員。

○ **21番 北川美穂議員** ありがとうございます。本市において、これまでに二重投票やなりすましによる投票の事例がないことが分かりました。

また、なりすまし投票が違法であることについての注意文の掲示が行われているとのことですが、正直、私は見た記憶がありませんでした。投票者の目に留まらなければ、周知の取組としては十分と言えないのではないかと考えます。

こちら、実際の掲示物はポスターサイズとのことですが、白い用紙に、この「ご注意」の文字は、今回は白黒のコピーになっていますが、赤字、そして、文章は黒字で「投票は本人でなければできません。他人になりすまして投票した場合またはしようとした場合、公職選挙法により罰せられますので、ご注意ください」というふうに書かれております。より目に留まるよう用紙の色使いや表示方法を工夫するなど、周知の在り方についても検討していただきたいなと思っております。

今回の選挙においても、報道で同一人物が異なる期日前投票所で2回投票を行おうとしたとされる記事が取り上げられておりますが、こうした二重投票を防止するため、本市においてはどのような対策をしているのか、お聞かせください。

○ **山本秀明議長** 行政委員会総合事務局長。

○ **森 博紀行政委員会総合事務局長** 行政委員会総合事務局長の森です。

期日前投票所においては、期日前投票システムにより投票の可否について管理しております。既に投票を行った方についてはリアルタイムで情報の更新がされ、再度投票に来られたとしても名簿対照の際に投票済みであることを確認できますので、同一人物が2度投票をす

ることはできなくなっております。

今後もチェック機能を強化し、適正な選挙の執行に努めてまいります。

以上です。

○ **山本秀明議長** 北川議員。

○ **21番 北川美穂議員** ありがとうございます。

最後に、意見を伝えさせていただきます。

選挙は民主主義の根幹であり、市民の一票一票が正しく反映されることが大前提であると考えております。だからこそ、その公正性や透明性に対する信頼が損なわれることがあってはならないと感じております。

期日前投票が増加している中で、その運営や確認体制についても市民が安心できる形で整備されているかが重要であり、実際に不正があるかどうかだけでなく、不正があるのではないかと疑念を持たれること自体が選挙への信頼に影響を及ぼす要因となるものと考えております。特にSNSの普及により、真意が定かでない情報も含めて、瞬時に拡散される時代となっていることから、行政として正しい情報を分かりやすく発信していくことの重要性は、これまで以上に高まっていると感じております。

初めて投票を経験する若い世代にとっても、選挙が安心して参加できるものであるかどうかは、その後の政治参加にも大きく影響すると思いますので、今後より一層市民が安心して投票できる環境づくりと分かりやすい周知、情報発信に取り組んでいただくことをお願いし、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ **山本秀明議長** 会議の途中ですが、お昼のため、ここで午後1時まで休憩いたします。

(午前11時46分休憩)

○

(午後1時00分再開)

○ **山本秀明議長** 午前に引き続き、一般質問を行います。

次に、議席番号16番・岡田 勉議員。

(16番・岡田 勉議員登壇)

○ **16番 岡田 勉議員** 皆様の貴重な時間、お昼をまたいでいただきまして、ありがとうございます。番号16番・大阪維新の会、岡田でございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは1点、企業版ふるさと納税についてでございます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

企業版ふるさと納税は、自治体が策定した地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行い、法人関係税が最大で寄附額の約9割軽減される制度です。自治体としては、財源確保のほか、企業との協働により、地域課題をよりスピーディーに、効果的に解決できることが期待されます。

まずは本市の取組状況をお聞きいたします。

以降の質問は質問席で行わせていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

企業版ふるさと納税を通じたまちづくりへの支援として、（仮称）北部総合スポーツ公園や（仮称）池上プレイステージの整備、久保惣記念美術館のリニューアルなどをPRし、令和7年度は2月末時点で寄附件数21件、寄附額4,900万円となります。

以上です。

○ 山本秀明議長 岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 次に、令和7年度から民間企業への業務委託を開始していると思いますが、その目的及び現在の実績をお聞きいたします。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

企業版ふるさと納税は市外企業が対象となることから、本市との関係性が乏しい企業へのアプローチを目的に、広告事業者や金融機関など計7者のノウハウを活用し、2月末時点での実績で寄附件数12件、寄附額160万円となります。

以上です。

○ 山本秀明議長 岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 委託業務は財源確保に向けた貴重な取組だと考えますが、全体の寄附実績21件4,900万円と比較すると、委託での実績は、件数は多いものの、1件当たりの金額が少なく感じますが、このことに関する見解を教えてください。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

委託事業者を活用することで本市事業が広くPRされるため、寄附件数については増加したものの、1件当たりの金額については少額となっております。

この要因としては、本業務を取り扱う事業者の多くは、本市も含め多数の自治体の業務を

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

受託していることや、寄附を申し込む企業が自社のPRを目的に、複数の自治体に寄附していることが推測され、やはり大口寄附については、本市に縁・ゆかりのある企業に限定されるところと考えます。

一方で、全国的な傾向として、大企業からの大口寄附が見受けられますので、そのような企業に対して、より重点的にアプローチを行う必要があると考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 大口の寄附を増やすためには大企業へのアプローチが必要ということに同感であり、企業が集中する首都圏への営業も効果的な手段の一つだと考えます。首都圏への営業となれば、市職員が直接行うことは難しいと思いますので、首都圏の大企業に重点的にPRできる事業者とうまく連携できれば望ましいと考えます。

次に、企業版ふるさと納税の人材派遣型についてお聞きします。

まずは制度の概要を教えてください。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

企業版ふるさと納税の人材派遣型については、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材を自治体へ派遣することを通じて、地方創生のより一層の充実強化を図るものとされています。

具体的には、企業から自治体に対して人材の派遣及び人件費相当額を含む事業費の寄附が行われるものとなります。自治体にとっては実質的に人件費を負担することなく人材を受け入れることができ、企業にとっては社員の人材育成の機会として活用できるほか、企業版ふるさと納税と同様に法人関係税が軽減されるメリットがあります。

以上です。

○ 山本秀明議長 岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 企業版ふるさと納税の人材派遣型について、自治体、企業ともにメリットがあることを確認しました。

それでは、本市の活用状況をお聞きします。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

本市では、令和6年度から当制度を活用し、南海電気鉄道株式会社から1名の人材派遣を

受けております。

また、他の企業と令和8年度からの人材派遣に向けて協議中であります。

以上です。

○ 山本秀明議長 岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 専門的知識、ノウハウを有する民間企業の人材受入れは、行政運営にとって重要な観点だと考え、本市でも活用されていることを確認でき、安心いたしました。これらの制度、大口寄附、人材派遣をうまく活用するには、やはり本市に縁・ゆかりのある企業と連携することが近道ではないかと考えます。

先日、東京都渋谷区の会社であります。社長が和泉市の出身者であり、テレビCMでも放映され、IT人材のキャリア支援や医療・介護・福祉の人材紹介など、幅広い分野で活躍しているレバレッジズ株式会社の存在を担当課に情報提供したところ、現在、担当課はアプローチを試みていると聞いております。この試みの成否にかかわらず、チャレンジする姿勢に感謝いたします。

引き続き、前向きに取組を進めてほしく、については人材派遣型の活用に関する考え、本市に縁・ゆかりのある企業への取組に対する本市の今後の考えをお伺いいたします。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

人材派遣型の活用については、本市と企業の双方のメリットとなる貴重な取組と捉え、引き続き取組を進めてまいります。

次に、本市に縁・ゆかりのある企業への取組としては、今年度は主に本市と包括連携協定を締結する事業者などへの働きかけを実施したところですが、今後、本市出身の経営者などの情報収集と働きかけに努めてまいります。

これらの制度については、本市と企業のニーズが合致することが重要となりますので、応援したい、連携したい自治体と思ってもらえるよう本市の取組を幅広くPRしていきたいと考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 ありがとうございます。人材派遣型はDX、UIJターン、産業支援、官民連携事業など、専門人材が欲しい自治体と、人材育成、CSRの高度化が必要な企業にとって、全国的に注目されています。乗り遅れのないようお願いいたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

レバレジーズ株式会社には、ぜひとも提案していただきたいことがあります。首都圏人材の和泉市出身者ネットワーク構築プロジェクトです。首都圏で本市出身者がネットワーク化することによって、Uターン人材確保ほか、様々な本市へのメリットが想像できます。

あと、大企業にアプローチするための戦略を立てる専門人材をこの制度で見つけてください。また、モンベル会長やサイボウズの創設者も本市にゆかりがあります。アプローチをお願いいたします。

今後は本市においても少子高齢化が進み、税収減少が予測されます。全国どこの自治体でも同じ課題である新たな産業育成が最も重要ではありますが、なかなか難しいことがたくさんあります。企業版を含むふるさと納税制度は、直接収入が増え、新たな産業育成にもつながる制度であります。我々もそうですが、知恵を絞り出していかなければなりません。今後に期待いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○

#### ◎散会宣告

○ **山本秀明議長** 以上をもちまして、一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日20日から24日までを休会とし、25日に議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後1時11分散会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 山本秀明

同署名議員 谷上昇

同署名議員 飯阪光典